

社会福祉法人美濃市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、次の各号に掲げる運営方針により行うものとする。

- (1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行う。
- (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 まごころ支援センター
- (2) 所在地 美濃市95番地2（美濃市福社会館内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 2名（常勤職員、うち1名管理者と兼務）
介護支援専門員 1名（常勤職員）
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日まで、1月1日から同月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成及び変更
- (2) 指定居宅サービス事業者等に関する情報の提供

2 第7条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事務所からの距離	交通費
20キロメートル未満	300円
20キロメートル以上25キロメートル未満	450円
25キロメートル以上30キロメートル未満	600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	750円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、美濃市内とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(記録の整備)

第9条 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援に関する記録整備については、その整備の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 職員の資的向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とし、その旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、会長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。